

大 和 高 田 市 農 業 委 員 会 会 議 録

1. 開催日時 平成28年1月8日（金）午後3時00分～3時40分
 2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
 3. 出席委員 (16名)

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	松田 榮義	7	梅田 昌宏	13	欠席
2	奥本 正嗣	8	稲岡 丈介	14	今村平治郎
3	寺田 勉	9	水井 豊	15	中江 彰
4	藤本 佳昭	10	増田 武雄	16	藤岡 秀信
5	高井 信安	11	森本 輝雄	17	中島 惠敏
6	弓場 一郎	12	藪内 聿彦		

4. 欠席委員 (1名) 13番、速水 保

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項について申請の件

議第2号 農地法第4条規定による申請の件

議第3号 農地法第18条第6項について通知の件

議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第5号 その他

1) 農地法施行規則該当転用届について

2) 畑作転換申請承認について

3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件

4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について

5) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 公共転用の通知の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 仲川博通

事務局補佐 龍 節子

7. 会議の概要

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から1月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は17名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告致します。

(会長あいさつ)

議 長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。私から指名さ

せて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議 長 異議なしとの声がありましたので、本日の議事録署名委員に5番、高井委員と、6番、弓場委員のお二人を指名します。また、議事日程、第2、会議書記の指名につきましては、事務局の仲川局長と、龍補佐を指名しますのでよろしく願い致します。それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第1号、農地法第3条第1項について申請の件、これについて説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、売買により、所有権移転を行うことによる移動でございます。番号1番、申請地、大字松塚□□□番1(田)1,145㎡、譲受人、南本町□□□□、譲渡人、北葛城郡広陵町□□□□、売買による所有権の移転で、申請理由は、規模拡大のためでございます。譲受人の耕作地面積は、8,243㎡と下限面積は満たしております。場所は、部会現地調査順序表第□番目、藤森大池より□□へ約500mのところであります。以上、議第1号につきましては1件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。まず、譲受人が権利取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、いずれも現在保有されている農地の管理状況、機械の保有状況、世帯員数、及び取得する農地も含めたすべての農地を管理されており、今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと判断致します。次に、譲受人が取得後も耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件につきましては、申請書に記載されている本人も含めた世帯員の農作業の従事状況からして、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、申請書の内容及び本人からの聴取によりましても、農業上の総合的利用には、いずれも従来どおり支障がないものと考えます。以上、番号1番、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可物件のすべてを満たすと判断致します。ご審議よろしく願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議 長 ご質問等がないようですので、採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。続いて、議第2号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第2号、農地法第4条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域内の自己農地を農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。番号1番、申請地、大字田井□□□番4(田)200㎡のうち108.6㎡、申請人、大字田井□□□□、転用目的は、露天駐車場への転用でございます。場所は、部会現地調査順序表第□番目、近鉄浮孔駅より□へ約300mのところあります。なお、申請に伴う書類等は、具備致しております。以上、議第2号につきましては1件の申請でございます。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 それでは、農地部会の審議内容を報告させていただきます。4条、大字田井の□□さんの青空駐

車場の転用の申請であります。この申請は、以前に申請地の東側の転用申請の際に無断で転用されているものを指導し、是正のため申請されたものです。農地部会でこのまま受けるのか、もう少し原状回復させてから受け付けるのかなどの意見が分かれ審議は紛糾しましたが、結果、始末書も提出されておりましたので今後このような事がないように委員の方々にも日頃のパトロールを通じて早く発見して頂きますようお願い申し上げ、やむおえないものと判断し、議案審議して頂くことになりました。以上、農地部会での審議結果を報告させていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　大字田井の申請につきまして、農地の区分につきましては第3種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次の申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手ということでありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用目的からして妥当な面積であると判断致します。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議第2号について何かご意見、ご質問のある方は挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議 長 　ご質問等がないようですので、採決致します。この議第2号、農地法第4条規定による申請の件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、議第2号については、県へ送付することに決定致します。次に、議第3号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議第3号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。本件は、農地の耕作について解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。番号1番、申請地、大字根成柿□□□番1(田)1,261㎡、大字根成柿□□□番1(田)1,031㎡、大字根成柿□□□番2(田)302㎡、借受人、大字根成柿□□□□□□、相続人、□□□□、貸出人、大字根成柿□□□□□□、解約理由は、耕作出来ないためでございます。以上、議第3号につきましては1件の通知でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議 長 　ご質問等がないようですので、議第3号、農地法第18条第6項について通知の件につきましては、事務局処理と致します。続いて、議第4号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。整理番号1番、利用権の設定を受ける者、葛城市勝根□□□□、利用権を設定する者、大字野口□□□□□□、利用権を設定する農地、大字野口□□□番1(田)2,522㎡、大字野口□□□番地(田)1,011㎡、利用権の種類は、

使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、平成28年1月1日から平成30年12月31日までの3年間でございます。整理番号2番、利用権の設定を受ける者、大字野口□□□□、利用権を設定する者、大阪市鶴見区□□□□、利用権を設定する農地、大字池田□□□番1（田）1,214㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、平成28年1月1日から平成30年12月31日までの3年間でございます。整理番号3番、利用権の設定を受ける者、大字野口□□□□、利用権を設定する者、大阪府堺市□□□□、利用権を設定する農地、大字市場□□□・□□□番合併（田）3,047㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、平成28年1月1日から平成30年12月31日までの3年間でございます。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなどの各要件を満たしております。この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しましてその旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

（なしの声あり）

議長 　ご質問などが無いようですので、採決致します。それでは、議第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議長 　全員賛成ですので、議第4号につきましては、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。続いて議第5号、その他の1番を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議第5号、その他の1番、農地法施行規則該当転用届について説明致します。本件は、農地の転用の制限の例外として農地法施行規則第32条第1号に定められた転用届出でございます。番号1番、届出地、大字曾大根□□□番4（田）140㎡、申請人、大字曾大根□□□□、農地の利用状況は、自己農地への出入りのための農道としての利用でございます。場所は、部会調査順序表第□番目、浮孔西小学校より□□へ約500mのところ。番号2番、届出地、大字曾大根□□□番1（田）990㎡のうち180㎡、申請人、大字曾大根□□□□、農地の利用状況は、農機具の保管等の農業用施設としての利用でございます。場所は、部会調査順序表第□番目、浮孔西小学校より□□へ約500mのところ。以上、その他の1番、農地法施行規則該当転用届については2件の届出で、いずれも申請書類等は具備致しております。ご審議よろしくお願い致します。

議長 　事務局より説明が終わりましたが、農地部会で現地調査を願っておりますので調査結果の説明を願います。

部会長 　農地部会より報告させていただきます。大字曾大根の□□さんの農道、農業用倉庫への転用ですが、これにつきましては、平成27年6月委員会の3条申請時に、以前の農地部会の現地調査の際に、事前着工を発見致し、是正申請を指導し、今回申請をして頂いたものです。現状は委員皆様方に確認して頂いておりますので省略致します。現状通りの利用で周囲に影響はないものと思われ。この申請についてもやむをえないものとの審議結果でした。重ねてパトロー

ルによる早期発見をよろしくお願ひ致します。以上報告させていただきます。ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、部会長並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。

（なしの声あり）

議 長 　ご質問などがないようですので、採決致します。それでは、議第5号、その他1番、農地法施行規則該当転用届について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第5号につきましては、事務局処理に決定致します。次に議第5号、その他の2番を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議第5号、その他の2番、畑作転換申請承認について説明致します。番号1番、申請地、大字神楽□□□番1（田）687㎡のうち171㎡、申請人、大字神楽□□□、田から畑への変更であります。場所は、部会現地調査順序表第□番目、ジョーシン大和高田店より□へ約20mのところであります。番号2番、申請地、大字松塚□□□番地（田）986㎡、申請人、大字松塚□□□□、田から畑への変更であります。場所は、部会現地調査順序表第□番目、藤森大池より□へ約100mのところあります。番号3番、申請地、大字松塚□□番地（田）832㎡のうち657㎡、申請人、大字松塚□□□□、田から畑への変更であります。場所は、部会現地調査順序表第□番目、近鉄松塚駅より□□へ約300mのところあります。以上、畑作転換申請の承認につきましては3件の申請で、いずれも書類上は具備されております。ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査を願っておりますので、農地部会長より調査結果の説明を願います。

部会長 　それでは、報告させていただきます。神楽の畑作転換につきましては、畑として盛り土使用することに対して申請しなければならないことをご存じなく、事後の申請となったものです。現状は、盛り土した後、作物も作付けされており、周囲に被害もないことから、農地部会としてはやむをえないもので、申請を認めるとの審議結果でした。次に松塚の2件につきましては、同一世帯の方の申請で、専業農家であり、地場野菜を作付け販売されておられる農家の方で、妥当な申請であろうとのことでした。部会での審議報告は以上です。ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに農地部会長より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 　ご質問などがないようですので、採決致します。それでは、議第5号、その他の2番、畑作転換申請について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第5号、その他の2番については事務局処理に決定致します。次に議第5号、その他の3番を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議第5号、その他の3番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、生産緑地法における農業の主たる従事者の証明の願ひ出をされており、市の都市計画課に申請されます農地の買取り申出の申請書類の一部として、この証明書の添付が必要になるものでございます。番号1番、買取り申出の農地、大字有井□□番1（畑）521㎡、及び大字有井□□番2（地目）田（現況）畑186㎡、申

出者、大字有井□□ □、買い取り申出事由の生じた者、大字有井□□ □、買い取り申出事由は、身体の故障ためでございます。なお、その他申請書類等は、具備致しております。本件の農業の主たる従事者の確認をするにあたりまして、あらかじめ事務局で証明に伴う調査書により、平成27年12月25日に事実確認調査を致しております。本件の調査確認と致しまして、本人が農地基本台帳に登載されている事、また買い取り申出農地を、現地調査により農地として耕作されている事、あるいは耕作出来る状況である事の確認、さらに地元支部長さんへの照会により、以前は本人が農業に従事していたことを確認致しております。以上の審査の結果、□□ □□さんが生産緑地法第10条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断を致しております。ご決定を頂きますと、申出者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等のある方は挙手でお願い致します。
（意見、質問なし）

議長 　ご意見、ご質問などがないようですので採決致します。それでは、議第5号、その他の3番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。
（全員挙手）

議長 　全員賛成ですので、議第5号、その他の3番については、事務局処理に決定致します。次に、議第5号、その他の4番を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議第5号、その他の4番、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について説明致します。本件は、租税特別措置法第70条の6の規定の適用を受けるため、証明の願出をされているもので、税務署への相続税申告の書類の一部として必要になるものでございます。番号1番、所在地、大字有井□□□番地（田）1,689㎡、相続人、大字有井□□□□、被相続人、大字有井□□□□、以上、番号1番の調査内容と致しまして、相続人が引き続き農業経営を行うとのことですので、あらかじめ事務局で証明に伴う調査書により、平成27年12月26日、事実確認調査で現況、農地として耕作されていることを確認致しました。よって、審査の結果、適格要件を満たしているとの判断を致しております。ご決定を頂きますと申請者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願いします。
（なしの声有り）

議長 　ご質問などがないようですので採決致します。議第5号、その他の4番、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、承認することに賛成の方は挙手でお願い致します。
（全員挙手）

議長 　全員賛成ですので、議第5号、その他の4番については、事務局処理に決定致します。次に入ります。議第5号、その他の5番、専決処分の報告について、報告第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議第5号、その他の5番、専決処分の報告について、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します。本件は、相続により農地の権利を取得した場合の届出分について、専決処理を行ったものの事後報告でございます。番号1番、申請地、大字神楽□□□番地（田）1,342㎡、相続人、田井新町□□□□、届出事由は、平成27年4月7日相続による所有権取得の届出で、あっせん希望はされておられません。以上、農地法第3条

の3第1項の規定による届出については1件の届出でございます。

議 長 　　ただ今の専決処分の報告第1号の案件につきましては、委員の皆様への報告とさせていただきます。続いて、議第5号、その他5番、専決処分の報告について報告第2号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 　　議案第5号、その他5番、専決処分の報告について、報告第2号、公共転用の通知の件について説明致します。番号1番、転用届出地、大字東中□□番2（田）10㎡、譲渡人、磯野町□□□□、転用目的は、大和高田市が農道に転用する通知でございます。以上、公共転用の通知につきましては1件の通知でございます。

議 長 　　議第5号、その他5番、専決処分の報告第2号、公共転用の通知の件については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。

（なしの声有り）

議 長 　　それでは、他にないようですので、委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。これで1月の定例委員会を終らせて頂きます。

議事録は、農業委員会等に関する法律第27条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長	松田 榮義
署名委員	高井 信安
署名委員	弓場 一郎